

起業家育成のための若手 IT 人材ルワンダ派遣事業 業務委託にかかる公募要領

1. 業務の名称

起業家育成のための若手 IT 人材ルワンダ派遣事業

2. 業務の目的

神戸市では、神戸経済の持続的成長を促すため、起業しやすい街をめざして起業家（スタートアップ）のエコシステム構築に向けた取り組みを進めている。また、神戸でチャレンジしたい若者を増やすことを目指している。

その一環として、2018 年から、成長性のある市場であり取り組むべき課題も多いアフリカのルワンダ地域をフィールドとした海外派遣プログラムを実施しており、今年度も引き続き実施する。

当プログラムでは、起業を志す学生や起業家候補が、現地の課題に対してビジネスプランを考えたり、急速に成長する新興市場を肌で体感したり、現地の起業家やベンチャーキャピタリストと交流したりすることで、起業家マインドを身に着けることを目指す。

3. 委託期間

契約締結の日から令和 2 年 3 月 31 日

4. 業務内容

別紙、業務委託仕様書による

5. 委託予定額(上限)

3,000,000 円（税込み）※税率は 10%とする

6. 応募資格

以下の要件をすべて満たすこと。

- (1) 企業、民間団体等、本業務に関する委託契約を神戸市との間で直接契約等できる単一の団体であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体でないこと。
- (4) データ処理その他情報処理を行うときには、この契約の履行に関し、「神戸市セキュリティポリシー」および「神戸市ホームページ作成ガイドライン」（いずれも神戸市ホームページ掲載）を遵守すること。

7. 履行にあたっての留意事項

本業務の履行にあたっては、次の事項に留意するものとする。

- (1) 常に本市担当職員との連携を密にして業務にあたるものとする。
- (2) 業務の進捗状況については、本市担当職員の指示により適宜報告するものとする。
- (3) 業務委託仕様書に疑義が生じた場合は、本市担当職員と十分に協議するものとする。

8. 選定スケジュール

公募要領の公表：令和元年9月30日(月)

提案提出期限：令和元年10月29日(火)15時まで（持参又は郵送のときは必着）

事業者プレゼン：令和元年11月6日（水）（予定）

事業者選定及び契約締結：令和元年11月上旬（予定）

9. 提出書類

- (1) 提案申請書（様式1）
- (2) 企画提案書（様式の定めはないが、下記の事項について必ず記載すること）
 1. 事業実施方法
 - (ア) 参加者募集の計画、目標応募者数（マーケティング手法を含む）
 - (イ) 事前研修の内容
 - (ウ) 現地プログラム案、現地訪問先（訪問可能な企業・団体等を記載）
 - (エ) 成果報告会の内容
 2. 事業効果を高めるための工夫
 3. 実施スケジュール
 4. 実施体制（プログラム・マネージャーおよびコーディネーター候補者とそのプロフィールも含む）
- (3) 企業、団体等の概要がわかる資料（設立趣旨、事業内容、事業実績）添付すること。
- (4) 見積額調書（様式2）及びその明細書（様式自由） ※厳封のうえ提出すること。

※(2)の企画提案書に関してはデータ及び印刷物5部提出すること。

10. 質問方法

提案に当たって、質問事項のある場合は電子メールにより、10月11日（金）15時までに下記13まで送信すること。応募者間の公平を確保するために必要と認めた質問事項については、質問内容と回答内容を、本要領を掲載したホームページに10月16日（水）より掲載する。なお、事実関係の確認など回答することで他の応募者が不利にならない事項については、この限りではない。

1 1. 事業者の選定方法

- (1) 提案書に関するヒアリングは、必要に応じて実施する場合がある。
- (2) 事業者選定にあたっては、提案事業者名を伏せた上で、神戸市職員が提案内容についての評価を行う。評点について、最高得点の90%以上を獲得した提案者の見積額調書を開封し、最低金額を記載した提案者を業務委託予定者に決定（最低金額が複数の場合には評点が上位の提案者とする）する。なお、開封しなかった見積額調書については、提案事業者へ返却する。
- (3) 評価の視点は以下のとおり（参照：別紙採点表）。
 - ① 業務の手法・内容が優れていること【55%】
 - ② 当該業務を行う体制が整っていること【30%】
 - ③ 委託業務管理上、本市の必要とする措置を適切に遂行できること【15%】
- (4) 契約に当たっては、業務委託予定者との協議により、契約内容や支払い方法等について決定する。なお、協議が整わない場合は、評価委員会の評点において企画提案の次点の評価を受けた事業者に変更する場合がある。
- (5) 委託契約の締結については、本市所定の「委託契約約款」に基づくものとする。
- (6) 提案事業者が1社であった場合には、評価委員会における評点が6割以上であれば業務委託予定者とする。
- (7) 採用決定の結果については、採否の如何を問わず応募を行った提案事業者に電話で連絡を行う。

1 2. その他

- (1) 提案書には企業名または企業が特定できるロゴ等を記載しないこと。また、提案書の分量はA4版20ページ以内（表紙・目次を除く／A3は2ページ分換算）とする。
- (2) 提出書類は、選定結果の如何にかかわらず、返却しない。なお、提出書類や選定結果（不採用となった企業等の名称・審査結果を含む）は神戸市情報公開条例に基づき情報公開の対象となることを了承のうえ提出すること。
- (3) 提案書で表明された内容については、そのまま契約の基本方針となるため、実現が確約されることのみ表明すること。採用決定後であっても、契約段階において表明した内容に大幅な変更がある場合には、次点の提案者と契約を締結する場合がある。また、提案書に虚偽の記載をしたものは、当該業務の提案書を無効とする。
- (4) 提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。
- (5) 提出された提案書は、提出者に無断で使用することはない。
- (6) 本件に関する問い合わせは、下記13で受け付ける。

1 3. (問い合わせ・提案書送付先)

住所 〒650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号（神戸市役所1号館23階）
神戸市 企画調整局 医療・新産業本部 新産業部 新産業課 担当：中沢、前田
電話 078-322-0240 FAX 078-322-6072
電子メールアドレス new_industry@office.city.kobe.lg.jp